

【緒 言】

多文化社会における日本語教育実践の あり方を問う

宮 崎 里 司

本特集では、「多文化社会における日本語教育実践研究のあり方を問う」と題し、主に、地域において、外国人児童・生徒を対象とする日本語教育を実践研究する3本の論考が掲載されている。タイトルは以下の通りである。

- 1 川上郁雄・中川智子・河上加苗
「教育委員会と大学の協働的実践ネットワークの構築—年少者「日本語教育コーディネーター」の役割を視点に一」
- 2 池上摩希子・末永サンドラ輝美
「群馬県太田市における外国人児童生徒に対する日本語教育の現状と課題—「バイリンガル教員」の役割と母語による支援を考える—」
- 3 宮崎里司・今野成子
「産学官連携における日本語教育実践の位置づけ—墨田区での試み—」

これらは、東京都目黒区、墨田区、三重県鈴鹿市、群馬県太田市を例に、早稲田大学大学院日本語教育研究科の専任教員が地域の教育行政と深く関わりつつ、地域での日本語教育の実践研究のあり方や可能性を探究し、ひいては今後の日本語教育全体のあるべき姿を考える素材を提供することを目指したものである。また同時に、従来の日本語教育の実践研究のあり方に対する問題提起でもあり、かつ、今後の日本語教育の実践研究を模索する院生や修了生に対する指針を示す意図も含まれている。そのパイロットとして、当該の特集の意義やキーコンセプトを明示化する意味で、ここに緒言を加えたが、各論考を読み解く際の参考にいただきたい。

日本語教育の実践研究は、どのような学習現場を想定し、学ぶ側に提供すべきであろうか。日本語教育学を探究する側として、多様な日本語学習者や学習現場は現存していたにもかかわらず、それらを実践する研究の場として位置づけてこなかったのはなぜなのか。こうした原因は、学生及び大学院生の問題でもあるが、指導する側の視点に狂いはなかったであろうか。

各論考とも、現在増加し続ける外国人児童・生徒一人ひとりの学力や進路の保障をめざす意義や現場での窮状に加え、問題解決の緊急性を訴えている。また、それぞれの地域特有の問題点も浮かび上がらせている、支援体制がまだ十分に整備されていないという点では、共通した指摘である。以下、それぞれの論考を概説し、次に詳説するとともに、各地域の課題を横断的に分析する。そして、結びでは、日本語教育実践研究のあるべき方向性に触れ、日本語教育関係者が留意しなければならない観点を提示したい。

早稲田大学大学院日本語教育研究科は鈴鹿市および目黒区のそれぞれの教育委員会との間で、「教育的支援に関する協定」を締結し、その中心的な施策として、日本語教育コーディネーターを設置し、およびJSL (Japanese as a Second Language) バンドスケールの使用を導入しているが、川上・中川・河上論文は、日本語指導が必要な児童・生徒への日本語教育における実践論的支援や連携の構築について日本語教育コーディネーターに視点をおいて分析記述している。また、教育委員会と大学との間で構築される協働的实践ネットワークという学校地域の内外で構築される関係性の意義についても言及している。その上で、年少者日本語教育の専門性を有する日本語教育コーディネーターの設置が学校現場の日本語教育における実践論的支援や連携の構築にどのように有効に働くかを論じている。

続く、池上・末永論文では、太田市における外国人児童・生徒に対する日本語教育の現状と課題を、バイリンガル教員の役割から考察している。具体的には、太田市におけるバイリンガル教員の制度の確立までの経緯をたどりながら、その役割、母語支援のあり方、指導担当教員との連携などについて触れながら、日本語と教科指導を行う取り組みの効果とともに、子どもたちの母語保持に関する研究が進められていない現状を訴えている。

最後の、宮崎・今野論文は、大学および自治体による、コミュニティ・サービス（地域社会への貢献）を中心課題に、日本語教育を基軸とする産学官連携を遂行するための実践を検証する論考としてまとめられている。具体的には、墨田区による独自の外国人生徒の教育施策である、「すみだ国際学習センター」における実践活動を紹介するとともに、夜間中学での日本語学級支援をはじめとする、文化庁地域日本語教育支援事業、および生活者としての外国人に対する日本語教育事業を例に考察し、今後の多文化共生社会での支援方法が検証されている。結論として、多文化共生社会における参加者が果たすべき役割について、異文化適応が求められる外国人だけでなく、先住者である、日本人母語話者にも意識化させる必要があると説く。

鈴鹿市や目黒区での学校現場に、年少者日本語教育の専門性を有する日本語教育コーディネーターを配置する試みは、協働的实践ネットワークの構築の具体例として注目される。こうした試みに至った論拠として、川上・中川・河上論文は、支援や連携、ネットワークに関する議論が、学習者の日本語学習や日本語習得とどう関連するかという「ことばの教育の視点」が不十分であることが上げられると提起している。また、こうしたプロセスを経ないと、関係者の教育的思索を深めることができず、結果的に、実践論的支援や連携も図れないとする。さらに、支援システムを確立していく方途として、日本語教育コーディネーターの設置が考えられるが、鈴鹿市での主な業務展開として、① 全外国人児童生徒の日本語能力をJSLバンドスケールで判定把握し、② 外国人児童・生徒への日本語指導に直接関わり、③ 全教職員がことばを意識した教育を行える校内研修を実施するとともに、④ 国際学級担当者、学級担任への助言や、⑤ 外国人保護者の懇談会での外国人保護者への助言を行う中で、⑥ 国際学級担当者や、巡回で初期適応指導にあたる支援員同士のネットワークづくりを形成する役割を強調している。

日本語教育コーディネーターの実践は、長期間にわたる海外での滞在の結果、不十分な

日本語力、学習意欲の低下、進路への不安を招いている帰国児童・生徒の問題を抱える目黒区においても、鈴鹿のような「日本語教育コーディネーター」を任用し、教育支援システムの構築をめざすため、「その時」の子どもの実態を指導員と共有し、また、コーディネーター自身の視点で意見を述べるために、指導員メーリングリストを作成し、「日本語指導員連絡協議会」を設置した。「目黒区においては大学との連携を強める中で、帰国児童・生徒の問題も含め、これらの児童生徒に対する教員の認識を深め、具体的な指導と実践を積み重ねることが肝要である。その際重要なことは、鈴鹿市の実践と同様に、児童・生徒の一人一人の「日本語能力の実情」をしっかりと把握することである。そのためには教育委員会のリーダーシップも不可欠であろう。

隣接する大泉町や伊勢崎市とともに外国人が集住する地域として知られる太田市も、外国人児童・生徒が抱える、日本語の習熟度や母語の発達レベル、教科学習の習熟度等の調整が問題として認知されている。鈴鹿・目黒において展開されている、日本語教育コーディネーターと形態は異なるものの、国際教室担当教員、バイリンガル教員、日本語指導助手が連携して、「適応指導、日本語指導、学力保障」の重要課題に取り組んでいる。具体的成果として、外国人児童生徒教育ブロック別集中校システム、「バイリンガル教員」の採用、サタデーチャレンジスクール/プレスクールの実施、学校編入前に指導を行うシステムである、外国人児童生徒日本語初期指導教室の設置などが挙げられるが、一方で、バイリンガル教員と国際教室担当教員との連携や母語による支援のあり方が、今後の継続課題となっている。その対処法として、太田市教育委員会研究所の下に、2007年度に設置された、外国人児童生徒教育班の設置や、バイリンガル教員による自主勉強会などの取り組みが進展している。太田市が計画実施し、成果を挙げてきた「定住化に向けた外国人児童・生徒の教育特区」の事例が、日本における、外国人児童生徒に対する教育システムのさきがけとなりつつあるのではないかと見られる。

東京都墨田区の状況は、鈴鹿市、目黒区、太田市とは異なり、中国からの帰国・引揚の開始当初より中国帰国・引揚者を区内の団地で受け入れてきた実績がある。それに伴い、区内の公立小学校・中学校に日本語学級が開設され、中学校には夜間学級も設置され、そこでも日本語学級が運営されている。そうした折に、早稲田大学が、江戸文化の育成・発展や産業振興、人材育成、まちづくり等の相互連携を図る目的で、2002年、墨田区と包括協定を締結したのが契機となり、区内に既にあった自主的な活動や公的教育機関の日本語教育に対し、専門的知見を提供しながら、寄り添う形で進められてきた点に特徴があるといえる。2006年度の地域日本語教育支援事業（日本語教室設置運営）は、地域と大学との連携事業の一環として位置づけられ、外国人児童・生徒の教科学習能力向上を目的に、地域の区立小・中学校での日本語学級増設及び新設に向けた受け入れ態勢の充実のため、支援事業に申請した。具体的には、外国人生徒学習の会（Foreign Students Study Club）での活動実績が認められ、2007年9月、墨田区教育委員会のもとに、公立学校に在籍する生徒のための墨田区独自の試みとして、「すみだ国際学習センター」が開設された。このセンターの日本語指導は、中学生として、「社会的文脈」の中での「十全参加」をめざしているところが、墨田独自の教育施策として特記できる。続く2007年度の地域日本語教育支援事業（連携推進活動）は、公立中学夜間学級、いわゆる夜間中学の役割の

再構築化をめざしたシンポジウムを企画し、地域の人々と、義務教育未修了の問題を共有化できた。そして、外国人介護ヘルパーの日本語学習支援をめざした、2008年度地域日本語教育支援事業では、週一回、日本語教師と介護有資格者とのチームティーチングによる、身辺介助、健康管理、介護指導・計画、記録の作成などを含む、介護福祉士試験準備対策講座も行う事業を展開するとともに、区内の定年退職者などで構成されたNPO法人（てーねん・どすこい倶楽部）が、ボランティア活動として、参加している。

以上、各地域の事例をまとめながら、異なる地域性を念頭に置いた取り組みを紹介してきた。より詳しい内容については、各論考に当たってほしい。執筆に当たった我々は、外国籍で、満6歳から12歳までの学齢児童、及びこれに続く15歳までの学齢生徒だけではなく、中国帰国者（引揚）、在日韓国・朝鮮人、難民、移民、ニューカマーなどさまざまな学習者の多様性を実体験することができた。さらに、そうした多様な学習者の学習権との関連で、実践共同体への参加の度合いを強めながら、自治体による教育政策を実現する場としての地域と、どのように関わるべきかを見定める訓練を怠ってはならないことも学び取った。1989年3月25日の第4回ユネスコ国際成人教育会議で採択されたユネスコ学習権宣言において、次のような記述がある。「学習権は、未来のためにとっておかれる文化的贅品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」。また、多文化共生社会における外国人児童・生徒の教育の問題や課題は、制度や教育政策といった観点だけでは十分に精査できない事例に直面し、真の問題解明には、根底にある「ことばの問題」の深さに気づき、その解決を図るために、「ことばの力」を習得する必要性があるという課題に対応する現実と対峙できたことも収穫であった。日本語教育実践研究は、そうした「ことばの問題」を探求するためにあるとも言える。

最後に、この特集で扱った内容は、実践日本語教育研究を指導する立場にある教員へのメッセージも込められている。我々は、日本語学習者や教育実践現場の「多様性」を観念的に捉えるのではなく、多様な日本語教育現場で体得し実感する必要がある。それは、大学院生を研究指導する立場にある研究者こそが、自己モニターを働かせ、率先垂範すべきではないだろうか。その場合、「多様性」の体得は、大学が主導する、Faculty Development Program (FDプログラム) などといった組織的な研修によって、必ずしも学べる課題ではなく、教育研究者一人ひとりが自覚し、自己内省力を活性化していくほかに手立てはない。本特集の主題にもなっている「多文化社会における日本語教育実践研究」と、自らの学問領域や日本語教育観とは、どのような異同があるのか、単に時流に乗り遅れまいとする態度で臨むと、自らの研究志向性も揺らぎ、研究指導にも影響が出る危険性がある。「実践を指導する側の教育観とは何か」こそ、問われるべきである。そのためにも、日本語教育関係者による、一人ひとりの「教育実践研究観」を醸成する時期に来ている。